

地方消費税（社会保障費分）の使途について

地方税法（昭和 25 年法第 226 号）第 72 条の 115 の規定により木祖村に交付された『地方消費税市町村交付金』の使途（使い道）について公表します。

交付金の額（社会保障費分）	交付金の使途（使い道）
39,064 千円	社会福祉協議会交付金
	予防接種事業

◇社会福祉協議会における主な事業内容（事業費：35,158 千円）

○介護保険サービス

- ・居宅介護支援
- ・訪問介護事業
- ・自立支援事業
- ・障がい者相談支援事業

○障がい福祉サービス、子育て支援

- ・居宅介護支援、重度訪問支援（ホームヘルプサービス）
- ・生活サポート、子育て支援（ホームヘルパー派遣） 等

○高齢者等の支援

- ・貸出サービス事業
 - 1) 福祉車両による貸出サービス
 - 2) 福祉有償運送事業
 - 3) 新型コロナウイルスワクチン接種に係る移送及び移動介助 等
- ・寝具乾燥サービス
- ・訪問介護受託事業
- ・ミニデイサービス
- ・配食サービス、軽度支援等
- ・生活支援体制整備事業

○相談事業

- ・『心配ごと相談』
- ・『無料法律相談』 等

○交流・居場所・学習会の開催及び活動支援

- ・ふれあいクッキング
- ・認知症サポート養成講座
- ・「すずめ塾」、「家庭介護者のつどい」、「手話サークル」の活動支援
- ・「手芸サロン」、「各地区いきいきサロン」等の活動支援
- ・広報誌『ひよこ』の発行 等

○募金活動の推進

○ボランティア活動の推進

- 1) ボランティア活動参加者の拡大と地区福祉活動の推進
- 2) ボランティアコーディネーターによる調整と活動の充実
- 3) 「木祖村住民のつどい」の開催
- 4) 地元小中学校との連携 等

◇予防接種事業における主な事業内容（事業費：3,906 千円）

○小児関係

※定期予防接種

乳幼児の個別接種は、ロタウイルス・二種混合・日本脳炎2期・四種混合・BCG・HIB・小児肺炎球菌・B型肝炎ウイルス・水痘・日本脳炎1期・緊急風しん対策・子宮頸がん※2予防接種について、予防接種相互乗り入れ事業を活用し個別接種により実施した。新生児訪問の際、全保護者へ予防接種の説明及び予診票の配布を行い、対象者への通知の発送や保健だよりにて周知し実施した。未接種者には、個々で電話による接種勧奨を行った。

※任意予防接種費

- ・季節性インフルエンザ

○高齢者関係

- ・インフルエンザ予防接種
- ・肺炎球菌予防接種